

相談支援専門員の要件となる実務経験について

本表は、受講者の便宜上、高知県において作成したものです。詳細については「指定計画相談支援の提供に当たる者として
こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）」等の告示をご確認ください。

業務範囲		業務内容	年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	ア 平成18年10月1日時点で下記の施設等において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに必要年数を満たしている者（告示1イ該当） 1 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 2 精神障害者地域生活支援センター	3年以上
		イ 施設等における相談支援業務（告示1ロ(1)～(3)該当） ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、その他これに準じる事業 ○児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○身体（知的）障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、その他これに準じる施設	5年以上
		ウ 保険医療機関において相談支援に従事した者で、次のいずれかに該当する者（告示1ロ(4)該当） ○社会福祉主事任用資格を有する者（※1） ○介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 ○国家資格等（※2）を有する者 ○イに掲げる業務に従事した期間が1年以上ある者	
		エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける相談支援業務（告示1ホ該当）	
		オ 特別支援学校その他これに準じる機関における進路相談・教育相談の業務（告示1ヘ該当）	
	② 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務（告示1ニ該当） ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、その他これに準じる施設 ○障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業 ○病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設	10年以上
		キ 次のいずれかに該当する者が上記力の業務に従事した期間（告示1ハ該当） ○社会福祉主事任用資格を有する者（※1） ○介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者	5年以上
	③ 有資格者	ク 国家資格等による業務に5年以上従事するとともに、上記イからキの業務に従事した者（告示1ト該当）	3年以上

①相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導、その他の支援を行う業務。その他これに準ずる業務。

②直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務。

※1 社会福祉主事任用資格を有する者

社会福祉主事、精神障害者社会復帰指導員、児童指導員、保育士

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。